

令和2年度 竹田市障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するために定める。

2 方針の適用範囲

この方針は、竹田市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、法第2条第4項及び政令等に定める施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

4 調達する物品等及びその目標

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

- (1) 物品（給食等材料、加工食品、農産物、日用品、記念品、その他）
・・・3,406千円以上
- (2) 役務（軽作業、除草、建物・公園等の清掃、その他）・・・793千円以上

5 調達の推進方法

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、障がい者就労施設等からの情報をもとに各組織に情報提供する。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後に遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、社会福祉課障がい福祉係とする。